

## 平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名: 国立研究開発法人海上技術安全研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電気料 一式	(独) 海上技術安全研究所 理事長 茂里一紘 東京都三鷹市新川6-38-1	平成26年4月1日	東京電力(株)武蔵野支社 東京都武蔵野市西久保1-6-24	契約事務取扱細則第49条第8号(時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。)	—	¥88,475,256	—	0人	適用される電気受給契約種別にて有利な価格で契約できる見込みがあったため	平成27年度	

※上表の電気量の「契約金額」は、長期継続契約のため支払総額を記載している。

## 〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成26年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成27年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成27年度)を記載すること。

【様式2】

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 国立研究開発法人海上技術安全研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料 一式	(独)海上技術安全研究所 理事長 茂里一紘 東京都三鷹市新川6-38-1	平成26年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	契約事務取扱細則第49条5号(その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。)	-	¥5,992,055	-	0人	契約先業者以外では実施していないため	8	
電話料 一式	(独)海上技術安全研究所 理事長 茂里一紘 東京都三鷹市新川6-38-1	平成26年4月1日	ソフトバンクモバイル(株) 東京都港区東新橋1-9-1	契約事務取扱細則第49条5号(その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。)	-	¥1,701,394	-	0人	当所の利用形態に合った最も経済的なものであるため	8	
電話料 一式	(独)海上技術安全研究所 理事長 茂里一紘 東京都三鷹市新川6-38-1	平成26年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都港区東新橋1-9-1	契約事務取扱細則第49条5号(その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。)	-	¥1,821,795	-	0人	当所の利用形態に合った最も経済的なものであるため	8	
郵便料 一式	(独)海上技術安全研究所 理事長 茂里一紘 東京都三鷹市新川6-38-1	平成26年4月1日	郵便事業(株)三鷹支店 東京都三鷹市野崎1-1-2	契約事務取扱細則第49条5号(その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。)	-	¥1,516,576	-	0人	契約先業者以外では実施していないため	9	

※上表の水道料、電話料、郵便料の「契約金額」は、いずれの契約も長期継続契約のため支払総額を記載している。

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」